

刑事裁判において「合理的な疑い」とはどのような意味か

—陪審員の評議を描いた映画の分析を通じて—

● 藤 崎 康 彦

1. はじめに

ここでは、先ず本稿の目的を述べたい。これは裁判など司法制度に関する、一連の比較文化的研究的ノート的一部分ともいうべきものである。日本の法廷の傍聴に基づく論文は、別に発表したかったので、ここではアメリカの陪審制度の一面を取り上げたい。方法としては古典あるいは名作と言われる映画を素材にして、裁判を支える理念の一つを考察するものである。

日本の法諺に「疑わしきは被告人の利益に」というものがあるらしい。これは裁判所の広報行事で、裁判官の説明の中に出てきた。同じ意味のようだが、「疑わしきは罰せず」の方がむしろよく聞く言い方だろう。また、ハリウッド映画やアメリカの大手制作会社のテレビドラマシリーズの法廷ものなどで「合理的な疑いを超えた証明」とか、「無罪推定」などの表現も比較的よく聞く。後者は「推定無罪」とも表現され（アメリカの小説の翻訳がこの言葉を表題としており、映画化され、今もDVDで手軽に入手できるので、なじみがあるのだろう）裁判で有罪とされるまでは犯罪者として扱うべきではないという意味で、逮捕時から犯人扱いをするマスメディアへの批判の論拠として使われることがある。

これらの互いに関連する用語は、次のような論理連関を形成する。ある人が刑事裁判において被告人（刑事裁判の法廷では「被告」ではなく「被告人」という）として裁かれることになって、最終的に有罪とされるまでは犯罪者と見なしてはならないということ（「無罪推定」、有罪とするには検察側のみその立証の責任がある。つまり被告人の側は自分の無罪を立証する責任はない。検察の立証においては、「そうではない可能性も否定できない」という形で表現される、普通の常識ある社会人なら抱くであろうような疑い（doubtつまり被告人はその犯罪行為を犯していないかもしれない、という否定的な形での疑い）を全て払拭できるような立証をしなければならない（「合理的な疑いを超えた証明」）。立証に疑いを容れる余地があり、検察側の主張に対して、（アメリカなら）判断をする陪審員たちが確信が持てない、十分に説得されないなら、その時は無罪にしなければならない（「疑わしきは被告人の利益に」）ということである。

こうしてみると、論理は明確だし、近代的な法治国家である以上、これらの原理は日本でもアメリカでも等しく成立しているはずである（と思う）。しかし、日本で裁判傍聴をしてみると、現実との、あるいは彼我の違いに当惑する。アメリカでは起訴された後は判事に命じられた保釈金を納めれば、有罪判決が出るまで被告人は（判事に許可された範囲外への旅行などは制約されるだろうが）行動を束縛されない。日本ではまず間違いなく、保釈は「逃亡もしくは証拠隠滅の虞」があるとの理由などで、検察側が裁判所に認めないよう請求する。裁判所はほぼこの請求を認める、すなわち保釈は認めない。従って一度起訴されると拘留所に未決勾留され続ける場合がほとんどである。日本の裁判所の有罪判決率は極めて高いことは世界的に有名だが、有罪判決で禁錮もしくは懲役何年という量刑が裁判長から言い渡されるとき、「未決勾留日数中〇〇日をその刑に算入する」という文言が、ほとんど例外なく主文の最後に付される。つまり日本の制度では被告人は事実上「有罪推定」されており、拘留は実質的に禁固刑の先取りの意味を持つとしか

感じられない。裁判中も聞いていて首を傾げるような場面がある。その日の審理の最後に裁判長は次の審理の予定を関係者に告げる。「次回審理は何月何日午後〇〇時から当法廷で行います。従って被告人はその時間に間違いなく出廷するようにしてください。」と決まった（定型的な）ことばをいう。現実には被告人は裁判所隣の拘置所にずっと拘留されているのである。「当日」になれば被告人は、拘置所の刑務官が両側について、手錠腰縄で引き立てられて「出廷」するのである。先の裁判長の言葉は、保釈中で身柄は拘束されていない場合のみ意味を持つはずと思いき、虚しさを感じる。

このように法諺に込められた思想を解き明かしてゆくだけでも、日米比較文化的研究は法制度、裁判制度に関しては可能になるのではないかと思う。本稿ではまず「合理的な疑いを超えた証明」の「合理的な疑い (reasonable doubt)」とは何かを考えたいⁱⁱ。素材はアメリカについてはハリウッドの商業映画である。具体的には古典とされる『12人の怒れる男』である。比較対照すべき日本については、十分に資料を提示できない。裁判員制度にしても評議の内容は秘密だからだ。(アメリカでは裁判が終われば、陪審員は事件について自由に発言してよいⁱⁱⁱ。) 必要があれば、私の傍聴経験などと文献資料を参照しながら論を組み立てたい。

2. 資料と議論

2-1. 資料 『12人の怒れる男』

原題は *Twelve Angry Men* である。映画は1957年公開だが、この作品は最初は1954年に CBS の TV ドラマとして作られ、好評を博し、さらに劇場上演もされた。その後映画が作られた。映画は1997年に別な監督によりリメイクされて公開されている。これも元は TV ドラマとして作られたかのようなのである。監督が異なっているだけで、脚本は同じ人なので、内容はほぼ同じである。見比べてみて重要でない細部で少し異なる程度である。資料としては1957年の劇場公開版映画を用いた。

このように繰り返し製作、上演され、今も変わらず名作として言及される以上、そこにはアメリカの価値観などを考える何か手がかりがあるだろうという基本的想定である。何か人々を引きつけているのである。映画のオリジナルも、リメイクも検討してみて、確かに全く古びておらず、時代を超えた普遍性があるように感じたことも、取り上げた理由の一つである。

なお、文字テキストも参照したいと思ったが、映画のスク립トは手に入らなかった^{iv}。やむを得ず、舞台上で上演された戯曲が Penguin Classics のシリーズで刊行されているので、それを用いた(但し書籍版ではなく電子ブック版に依った)。この戯曲と映画とを比較するとほぼ同じと言ってよい。つまり戯曲を用いても映画の台本を用いても特に議論に変更は生じないと判断した。

なお、この他に同じ題の映画で、ロシアのニキータ・ミハルコフ監督が舞台を現代ロシアに置き換えてリメイクした社会派ドラマがあるが、社会派とはいえ政治的な意識の優越した作品で、舞台がロシアと言うこともあり、上記二編とは同列に扱えないので、触れない。

2-2. 作品の梗概

映画は、法廷での審理が終わり、陪審の評議に入る前、判事の「陪審に対する説示(jury instruction)」から始まる。判事は「さて、陪審員の皆さん、私の最後の説示に来ました。第一級謀殺は一前もって計画した殺人のことですが一刑事法廷において裁かれる最も重い罪です。あなた方は証言に耳を傾け、この事件に関する法律が読み上げられ、それが適用されるとき解釈も聞きました。今度は想像から事実を選び分けるよう努めるのがあなた方の義務となりました。一人の

人が死に、もう一人の命が危険にさらされています。あなた方には公正に注意深く評議するよう強く要請します。もし合理的な疑いがあるなら、そのときはあなた方は‘not guilty’の評決を私に出さなくてはなりません。しかしながら、もし、何ら合理的な疑いがない場合、そのときは、皆さんは確信を持って被告に対して‘guilty’としてください。」と言う。但しどういう評決であろうとそれは全員一致でなされなければならないことも付け加えて説示は終わる。

これから評議室に12人が閉じ込められ（文字通り部屋のドアの鍵は外から閉められる）、蒸し暑い夏の夕方から評議を始める。陪審員たちは互いに個人的なことは話さないようにしてきた。だから互いを番号で認識している。陪審員#1が既に陪審長に選ばれていたようだ。まず評議の前に投票をすることにした。挙手で‘guilty’が11票、‘not guilty’が1票であった。その一票は#8陪審員が投じたものだった。ここから「合理的な疑い」を巡る議論が始まる。

事件の概要は次のようだ。ニューヨークのスラムと言っているような地区で、ある男が殺された。夕方8時頃その男と16歳の息子の言い争う声を階下の住人（老人）が聞いている。0時10分に、争う音と息子の声で「殺してやる」と叫ぶのが聞こえ、その直後ドシンと人の倒れる音が響いた。階下の老人はベッドに寝ていたのだが、急いで起きて寝室を出て、部屋のドアを開けて廊下に出た。廊下の端の階段を急いで降りてゆく息子の姿を見た。

その同じ0時10分に、事件のあった部屋の、道を隔てた真向かいのアパートの部屋で、45歳位と思われる女性が争いの音を聞き、窓の向こうを見ると少年がナイフを振りかざし、父親の胸に突き立てるのが見えた。すぐ女性は警察に通報した。

少年は深夜3時過ぎに部屋に戻ってきたところを、捜査に従事していた刑事二人に逮捕された。本人の話では9時頃いったん家を出て友人たちに会い、再び家に戻り、11時頃また家を出て深夜映画を見に行き、今帰ってきたのだという。刑事たちが聞いても映画の題も思い出せず、映画館への出入りで（映画館にいたことを証言してくれる）他の人に会ってもいないと言う。

審理での重要な証言は上記の老人と女性の他に、少年を取り調べた刑事、父親の死体を検死した検死官、少年にナイフを売った商店主、少年の友人たちによってなされていることが、陪審員たちの会話から分かる。

2-3. 合理的な疑い

裁判で提示された証拠に、如何に合理的な疑いを差し挟むことができるか、劇の進行に沿って議論することは煩わしいので、論点を整理して、「合理的な疑い」がどのように機能しているか考えてみる。

‘guilty’の根拠となるであろう強力な、と言うか直接的な証拠、証言は次の2点である。

①証言

- (i) 老人の、少年が階段を逃げて降りて行ったことについての目撃証言
- (ii) 女性の、少年が父親を刺す場面についての目撃証言

これらについては後ほど詳しく見る。

②物証

これはナイフにつきる。非常に特徴的な、一目見れば記憶に残るような両刃の折りたたみ式飛び出しナイフ（switch knife）である。殺人のあった夜、店でそれを少年は買った。店の主人は、非常に珍しいナイフで、店ではこれまでその一丁しか扱っていないこと、在庫も持ったことがないこと、父親に刺さっていたナイフは自分が売ったそれであることを証言したらしい。夜会った仲間たちも、少年がそのナイフを当夜持っていたことを証言したようだ。

検察は、凶器はこれらの証言によって、父親の体に刺さっていたのは少年が持っていた当のそのナイフであり、従ってその持ち主である少年が父を殺した、とすることができるという主張するのである。但し、ナイフの柄には誰の指紋もついておらず、犯人が拭き取ったと思われる。また、ナイフは父親の胸に、上から下に向けて刺さっていたとされる。

これに対して、少年は映画に行く行きか帰りか、どこかでポケットの穴からナイフを落としてしまって、なくしたのだと主張している。

2-4. 合理的な疑いの展開

最初の投票で、一人だけ ‘not guilty’ に投票した#8陪審員に他のものがなぜなのか、何をしたいのかと聞く。#8陪審員は、私はただ議論 (just talk) したいのだという。審理では皆確信を持って話していたが、それを聞いていて、変な (peculiar) 気がしてきた。私は質問したいことがたくさんあった、弁護士は何もしなかった。私は弁護士を代えるべきだと思った。たくさん曖昧なところがあったのと言う。

強硬な有罪派の一人が、何が曖昧だ、例えばナイフはどうだ、と言う。#8はナイフについて論じることに同意し、陪審長に証拠のナイフを点検するために取り寄せてほしいと要望する。取り寄せられたナイフは柄にサソリのような模様か彫り物のある、個性的なデザインのものだった。少年の他には誰もこのようなものは持っていない、明白ではないかと感情的になった一人がナイフを評議テーブルに突き立てる。#8は黙ってポケットからもう一つのナイフを取り出し、刃を飛び出させ、前のナイフの隣に突き立てる。全く同じに見える。陪審員たちは驚く。少年の家の近所を歩いてみたとき、わずか3ブロックほど先の質屋でこれを見つけたのだという。この一丁のナイフが、死体に刺さっていたナイフを排他的に少年に結びつけていたいわば因果の糸を切ってしまった。同じようなナイフは他にもあって、誰でも入手できる可能性がある以上、誰かが似たようなナイフで刺したかもしれないことも、あり得ないこととして否定はできなくなる。さらに、少年がナイフを落としたことも、それを誰かが拾って使ったことも、可能性としては否定はできない。

この件を機に隣の#9陪審員は ‘not guilty’ に意見を変える。彼は、#8の紳士は少年について積極的に ‘not guilty’ と主張しているのではない、彼はただ確信が持てないだけなのだ (He just isn't sure.) という。つまり、(#9にしても) ナイフを排他的に少年に結びつけることに確信が持てないことが ‘reasonable doubt’ であり、それが (論理的に) ‘not guilty’ の立場に立たせることになるのだ、と言っているのである。

このように「合理的な疑い」は先ず他者の確信に満ちた態度に対する「変な感じ」として、次にあるいは同時に、自らの「確信の持てなさ」として自覚されてくる。

このナイフについては、ドラマの後半で再び疑問が生じる。ある陪審員が、胸に下向きにナイフが突き刺さっていたのは変ではないか、と言う。少年はおよそ170cm位の身長であり、父親の方は185cm位なのだ。15cm程の身長差で、上から下向きに刺すのは無理ではないかとの疑問である。常に譲らない#3陪審員がやってみせる。#8も#3も185cm程度の同じくらいの背丈だが、#3は膝を曲げ、背を低くして15cmの身長差を擬して#8の胸に大きく腕を上げて刺す真似をする。身長差があっても、下向きに刺せるというのだ。

しかし、それを見ていた別の陪審員があることに気がつく。折りたたみナイフを武器として使うような連中は決して今のような使い方はしないというのだ。今回の事件のような刺し方をするには柄を握り直して切っ先を下向きにしなければならない。折りたたみナイフを使う連中は飛び

出した刃が前を向く（相手に刃が向く）ように持つ。相手を刺すときはまっすぐ前にナイフを突き出すか、下から上へ突き上げるように使う。下に刃をむけるためには持ち替えなければならず、使い方として不合理である。自分はこういう刃物を持って争っている連中の中で育ってきて今も生活しているが、決して刃を下向きにしてナイフを持つことはない、見たことがない、という。皆はこれで沈黙してしまう。何人かの胸中に（このような刃物の扱いに慣れている少年が、わざわざこのときだけ不自然で不自由な使い方をしたのだろうかという）合理的な疑いが生じたのだ。

2-5. 証言の検討

証言についても合理的な疑いを容れる余地がある。それを一つ一つ確認していくことがドラマの展開になる。簡単に纏める。先ず老人の証言である。老人と、少年及びその父は、同じアパートのそれぞれの住戸に住んでいる。少年の住戸は老人の住戸の真上に位置する。老人はベッドで横になっていたが、（蒸し暑いので）眠ってはいなかった。真上の少年の住戸で親子が言い争う声が聞こえた。「殺してやる」と言う声が聞こえ、直後人が床に倒れる音が響いた。0時10分頃である。先に述べたように老人は直ちに起きて廊下に出て逃げ去る少年を目撃した、と証言したのである。なぜか、音を聞いて少年を目撃するまで15秒だったとも（明確に）証言したようだ。

何人かの陪審員が、この証人は足を引きずって、歩行が不自由そうだったことを思い出した。証言台に上がるときも手助けが必要だったようだ。当然のことながら、15秒で室外に出て少年を目撃できるのだろうかという「合理的な疑い」が生じる。#8が住戸の見取り図を要請し、取り寄せて検討する。住戸の実際の大きさに従って、証言通りに歩いてみる。足を引きずって、老人が歩いたように、同じくらいの速度で歩く。時間を計ると42秒かかった。老人の条件では目撃できたはずはないことが陪審員の多くに納得された。なぜ老人は嘘をついてまで証言したのか、動機が問題になったが、#9がこの老人の人生から説得力のある説明をするが、ここでは省く。この証言は信用できないことが、少年の犯行への「合理的な疑い」として残ったことが重要である。

次に道を隔てた向かいのアパートの窓から刺殺場面を目撃した女性についてである。道の上には高架鉄道が敷設されており、女性の住戸の窓の高さを車両は走る。犯行時ちょうど回送列車が通過中で、時間的に最後の2両が部屋の窓を通過するところだった。しかし、電車の明かりは全て消されていて、乗客は誰もいないので、車両の窓を通して向かい側のアパートの犯行現場を見ることは可能であったことが確認されている。この証言にはこれまで‘not guilty’の立場をとった陪審員も沈黙せざるを得なかった。

皆考え込んでいるときに‘guilty’派の一人の#4が眼鏡を外して鼻梁の上、眉間のあたりまで親指と人差し指で挟むように押さえている。不快そうだ。ノーズパッド（眼鏡の鼻当て）の後が深く濃くついている。それをまじまじと見た#9が、具合が悪いのかと聞く。眼鏡のせいであることを答えると、#9は鼻梁の両脇のノーズパッド痕をさして、それは眼鏡のせいをつくのかと聞く。そうだと#4は答える。あの証人の婦人にもついていたと#9は言う。それに触発されたように何人かがそういえばついていたという。そんなもの気がつかなかったという人たちもいるが、#1の陪審長が、間違いなくついていた、私は一番証人台に近い席であったので、よく見えて覚えていると言い、婦人に眼鏡跡がついていたか否かについてはけりがつく。

#9はたたみかけるように、寝るときも眼鏡をかけているかを確かめるが、#4は、寝るときは外す、付けて寝る者なぞいやしないとあきれたように答える。当然証人の証言の信頼性に「合理的な疑い」が生じる。叫び声を聞いて、驚いて外を見たとき（おそらく彼女も暑くて寝付け

なかったのだろう)、彼女は眼鏡を付けていなかっただろう。叫び声とほとんど同時に刺殺がなされて父親は倒れるのだが、その場面を彼女は見たとしても刺した者が誰であるか、明瞭に弁別できていたかは疑わしい。刺した者が少年であったとは言い切れない。

これを契機として11人が‘not guilty’に変わり、ただ一人自分の息子との葛藤を被告人の少年に投影して、死刑にすべきだと声高に言い募っていた#3も泣きながら‘not guilty’という。この少年はあなたの息子ではないのだと指摘されて、崩れてしまったのだ。

3. まとめ：「合理的な疑い」とは何か

これまでのドラマの進行で、「合理的な疑い」を保ち続けた者は陪審員#8である。しかし、彼は法廷での議論で、質問したいことがたくさんあり、何の疑念もないかのごとくに進む議論に「何か変な感じ」を感じていた。検察側の主張にも「確信が持てない」と感じた。彼は少年が父を殺したのか否か、自分には分からないと感じたのだろう。だから「議論する」ために‘not guilty’と言ったのである。‘not guilty’とする積極的論拠も彼は始めは分からないのだから。

なぜこの映画が、名作あるいは古典とされるのか。一つは、この映画は、何事も決めつけず、思い込まず、「議論する」ことが評議に必要なだというメッセージを表現しているからだろう。被告人は犯人であるかもしれないし、そうでないかもしれない。そうでないかもしれない可能性も検討することが必要なのだと、制作者は言っているかのようだ。

巧みな作り方などと、振り返ってみて感じるのだが、冒頭の判事の説示に既にこれは示されている。「あなた方には公正に注意深く評議するよう強く要請します。」と述べている。原文は‘I urge you to deliberate honestly and thoughtfully.’である。「honestly」は「自分の考えや感じ方（例えば今までの例で言えば#8の変な感じ）に正直に」の意だろうが、私は裁判に関することであることも考慮して、「公正に」と訳した。「そうでないかもしれない」という感じを大事にすることは、被告人に対する公正さにつながる。そう思ったのである。

面白いのは、この説示を判事はめんどくさそうに、うんざりしたような感じで行うのである。繰り返し繰り返し同じことを言ってきて嫌になっているのだろうが、それがまじめで思慮深い#8陪審員によって、新鮮な理念として生命を吹き込まれている。そしてその理念、むしろ理想に従って評議がなされ、終わったときには陪審員は皆充足感のある、高められた境地にいるように感じられる。評議途中に激しい夕立に見舞われるが、皆が解散し家路につくときには雨は上がり、汚れが洗い流されたようなすがすがしさを感じさせる。

映画作りに関する話は控えて、「合理的な疑い」に戻ると、判事の説示にこの言葉は出てきても、それが何を意味するものか、定義などはなされていない。もう明らかだが、映画のメッセージは「合理的な疑い」という明瞭なものがあるのではなく、よく分からないと感じ、考え議論(talk)し続けることが「合理的な疑い」を生み、公正さに導くのだ、ということだろう。ギリシア哲学の賢人の姿勢のようだ。そして、その作業を経た者は成長する。例えば#3陪審員の場合では、個人的なコンプレックスを自覚することができた。進歩、成長のモチーフである。こんなところからもアメリカ文化の価値観を読み取ることができるように思う。

4. 映画に対する私的な批評

最後に本筋とは離れた議論を付け加えておきたい。

何をもって、名作、古典と見なすかは難しいが、陪審評議に主題を絞って、舞台を評議室に限った作品は、確かに他に多くを見ない。ユニークであり、内容も緊張感が途切れない点で、優れ

た映画なのだろうことは理解できる。

しかし、他に例を見ないことが、そのまま強みでもあり、弱みでもある。なぜその後類例が見られないかは、理由があるように思う。映画作りが法廷での弁護士や検事の対決にドラマチックな興奮を求めると変化したからだろう。その方が画面としてもダイナミックになる。ヒーロー像も描きやすい。そして、弁護士が活躍すれば陪審員はあまり難しい「疑い」は持たなくて済むようになるのではないか。

今回取り上げた映画の中で、ヘンリー・フォンダ演じる陪審員#8が、法廷での審理を聞いて、質問したいことがたくさんあった、弁護士はそれらを何も取り上げなかった、弁護士を代えるべきだと思った、等と言う場面がある。その結果確信がもてなくなったわけだ。つまり弁護士が追求すべきことを怠ったために、それを陪審員たちが考えざるを得なくなったのである。陪審員#8が言うように、証人に対して適切な反対尋問をしていれば、例えば老人の移動能力についても、婦人の視力についても信用を失わせることができているはずである。この映画は弁護士の無能あるいは怠慢によって成立するドラマなのである。そうであるなら、より動きのある法廷で弁護士を活躍させた方が、絵として面白いものになるだろう。これがその後同じようなものが作られない理由だろう。

しかし、狭い空間で、動きの少ない、言葉に主に頼らなければならない劇^{vi}として、これだけの緊張感のある作品に仕上げ、かつ理想を印象的に掲げることができた、『12人の怒れる男』は、やはり名作なのだろう。

-
- i 「裁判員裁判と合議制裁判とでどのような違いがあるのだろうか」『人文学フォーラム』第13号、2015年3月
- ii これに関しては、中川孝博の博士論文でもある労作が参考になった（中川孝博 2003『合理的疑いを越えた証明』現代人文社）。日本、ドイツ、アメリカでの「証明基準」の比較研究で、アメリカについては判事の説示において、「合理的な疑い」とはどのようなものとして説明しているかを分析している。しかし、その「疑い」とはどういうものか、どうしても具体的、実体化されたものとして提示するか、抽象的な表現でしか説示では示すことができない場合が多く、当事者は苦勞するようだ。
- iii 筆者が読んだものでは、有名なO.J.シンプソン事件の陪審員の何人かが内幕を語っている本がある。
Cooley, Armanda et al., 1995, *MADAM FOREMAN A Rush To Judgment?*, Dove Books
- iv 映画のスク립トを入手する方法はいくつかある。1、インターネットのサイトであるThe Internet Movie Script Databaseからダウンロードする。2、Screen Playのサイトで探す。3、アメリカ版のDVDのクローズドキャプション(C.C.)から、テキストを生成するPCソフト(Windows2000でしか動かない)で「吸い出す」。今回は1.2では見つからず3では輸入代理店でもDVDが取り扱われていなかったため、入手できなかったが、その後インターネット検索で、PDFの形でいくつかの上記とは異なるサイトで公開されていることが分かった。気がつくのが遅れたので、今回の執筆には間に合わなかった。
- v この部分を映画で見たり、脚本を読んだりしているとき、1960年に制作された映画『ウエストサイド物語』の決闘場面を思い出した。そこでも折りたたみ式飛び出しナイフを持ちだして決闘する場面があるが、全くここで説明されている通りのナイフの扱い方であった。余計な連想ではあるが、リアリティのある脚本なのだと思う。
- vi そもそもこれにも「合理的な疑い」が生ずるのである。ちょうど回送列車が通っていたのだが、列車の騒音はひどく、叫び声などは聞こえないだろうと、陪審員同士という場面があった。しかしこれを根拠に

証言の信用性が問題になったり、損なわれたりすることはなかった。あくまで「刺すところを見た」ことが事件に直接関係しているからだろう。

- vii 今回取り上げる予定で、断念した映画に、日本語題名『告発文書2』で英語原題が *We the Jury* というTVドラマが基の映画がある。これには法廷場面もあるが、主たる場面は陪審室の評議で、『12人の怒れる男』と対比させて論じることが、新たな興味関心を生み出してくれるように感じる。次の機会があれば取り上げたい。